# 第6章 介護保険事業の事業費と保険料

- 1 介護保険制度の役割
- 2 第9期計画の総事業費の見込み
- 3 第9期計画の介護保険料

#### この章における表記

- •第9期介護保険事業計画→第9期計画
- •第8期介護保険事業計画→第8期計画
- •第7期介護保険事業計画→第7期計画

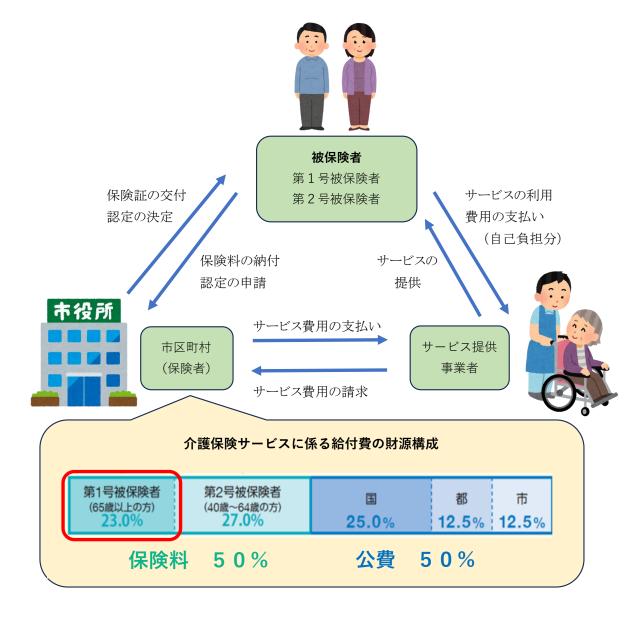
#### 1 介護保険制度の役割

#### (1)介護保険のしくみ

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズが増大しました。その一方で、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきました。従来の老人福祉・老人医療制度による対応では限界となったため、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

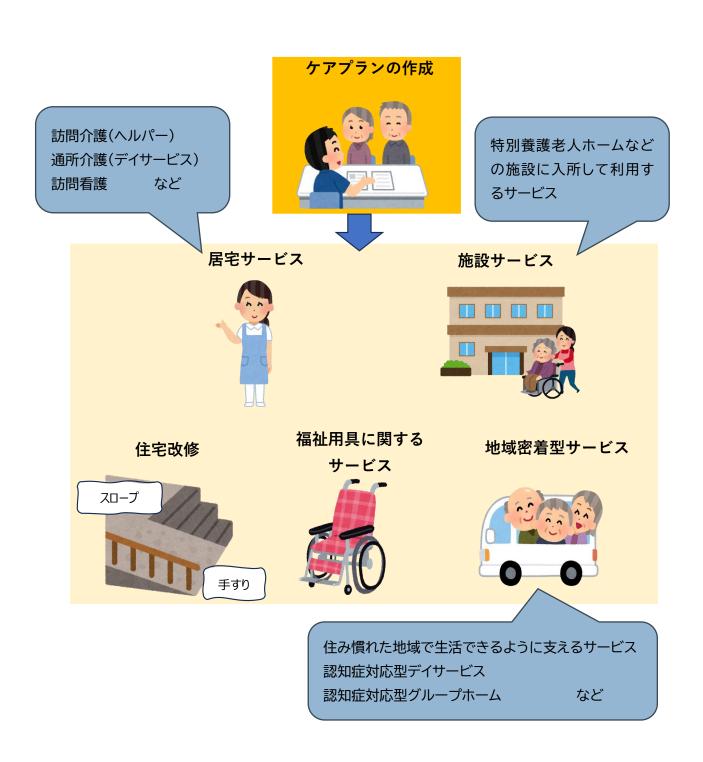
介護保険は、40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要になった時には費用の一部を負担することで、要介護度に応じた様々な介護保険サービスを利用することができます。

これらの運営のための財源は、保険料 50%と公費 50%で負担する仕組みであり、3 年ごとに介護保険事業計画を策定して計画的な運営を行っています。本プランにおける介護保険事業計画は第 9 期となります。



#### (2)介護保険で利用できるサービス

介護・支援が必要になったと感じた時には、要介護・要支援の認定を受けることをお勧め します。要介護認定された場合は、ケアマネジャーによりケアプランが作成され、要介護度に 応じた介護保険サービスを受けることができます。介護保険サービスには以下のものがあり ます。



#### (3)第1号被保険者の介護保険料

介護保険料は介護サービス等を提供するための財源となるため、介護保険料の改定を行う場合は、新しい保険料が事業の計画期間(3 年間)を維持できる水準であることに留意しなければなりません。

介護保険総事業費の23%相当を第1号被保険者全体が保険料として負担する仕組みとなっているため、第 9 期計画の 3 年間の総事業費を推計することで、必要とされる保険料の総額を求めます。

#### 介護保険総事業費の推計

① 高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

 $\downarrow$ 

② 要介護・要支援認定者数の推計

 $\downarrow$ 

③ 介護保険各サービス利用者数の推計

 $\downarrow$ 

④ 介護保険給付に必要な費用の合計(総事業費)の推計

# 2 第9期計画の総事業費の見込み

#### (1) 認定者数の見込み

高齢者人口の増加に伴い、認定者数の増加が見込まれます。第9期計画期間中の認定者数は、第8期計画期間中と比較して 6,828 人(9.9%)増え、第7期計画期間中より 12,335 人(19.5%)増えています。

認定者のうち、後期高齢者の割合は増加傾向にあり、2023 年度に初めて9割に達し、第9期計画期間中も9割を超える見込みです。



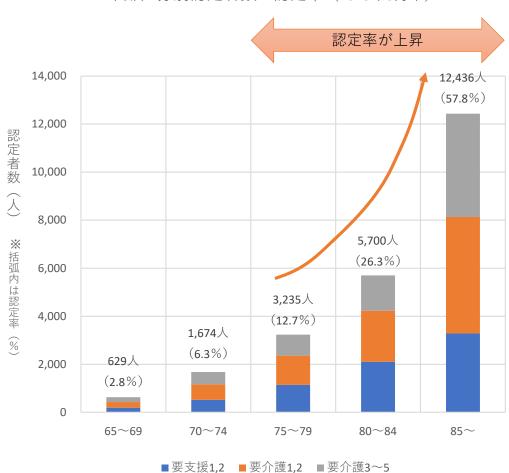
要介護認定者数と高齢者人口

## (2) 給付費増加の要因

加齢に伴い身体機能の低下や疾病リスクが高まることから、認定率や要介護度、1人あたり給付費が増加します。また、要介護度の高さに応じて給付費も増加します。

#### ① 年齢区分別の認定者数

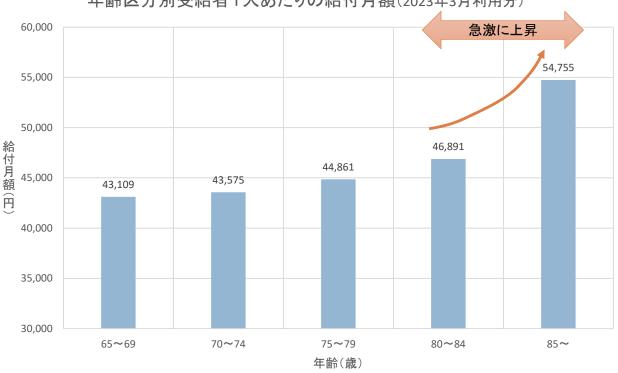
認定率は後期高齢者になると上昇し始めます。これに伴い認定者数も増加しますが、85歳以降は要介護3~5の割合が急増します。



年齢区分別認定者数と認定率(2023年8月末)

#### ② 年齢区分別受給者1人あたりの給付費

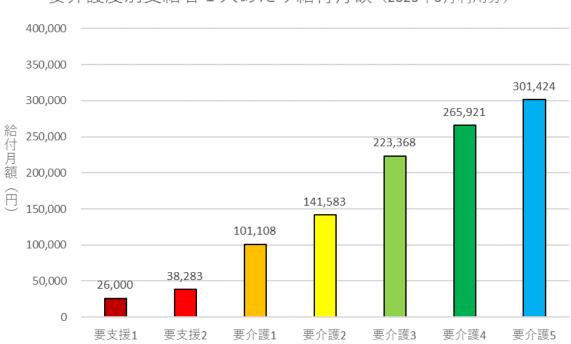
受給者 1 人あたりの給付月額は、年齢が高くなるにつれ、増加します。特に85 歳以降になると急増します。



年齢区分別受給者1人あたりの給付月額(2023年3月利用分)

#### ③ 要介護度別受給者1人あたりの給付費

要支援者と比べて、要介護者は必要なサービスの種類や利用回数が増えることから給付費が増加します。要介護者では、要介護度が高くなるにつれ、給付費も増加します。



要介護度別受給者1人あたり給付月額(2023年3月利用分)

#### (3) 第9期計画の総事業費の見込み

高齢者人口(第1号被保険者)や認定者数の推計及び第8期計画の給付実績を基に、第9期計画の総事業費の推計値を算出しました。

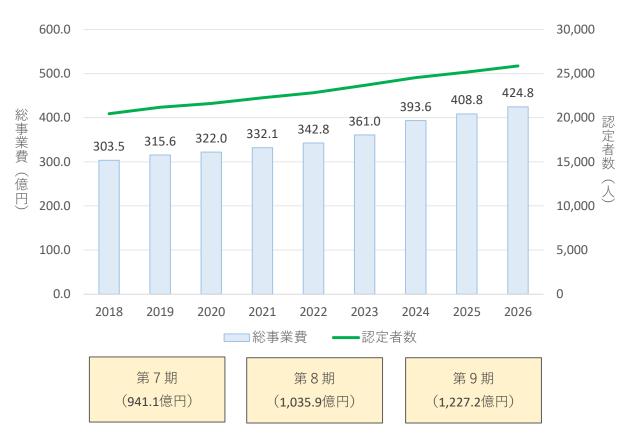
#### ① 総事業費の推移

居宅サービスや施設サービスなどの標準給付費見込額と、市区町村が主体となって 実施する介護予防・生活支援サービス事業などの地域支援事業費見込額を合計した総 事業費見込額は、約1,227.2 億円となります。第8期計画の見込額の約1,035.9 億 円と比較すると約191.3 億円(約18%)増になります。

増額の要因は、認定者数の増加による介護サービス利用者数の増加によるものと考えられます。特に高齢化により後期高齢者の認定者が増え、要介護度の高い人が増加することが影響していると考えられます。

総事業費=利用者数(認定者数×サービス利用率)×単価 ※年度・サービスごとに積算

#### 総事業費の推移



② 第 9 期計画総事業費の内訳 第 9 期計画総事業費の内訳は下表のとおりです。

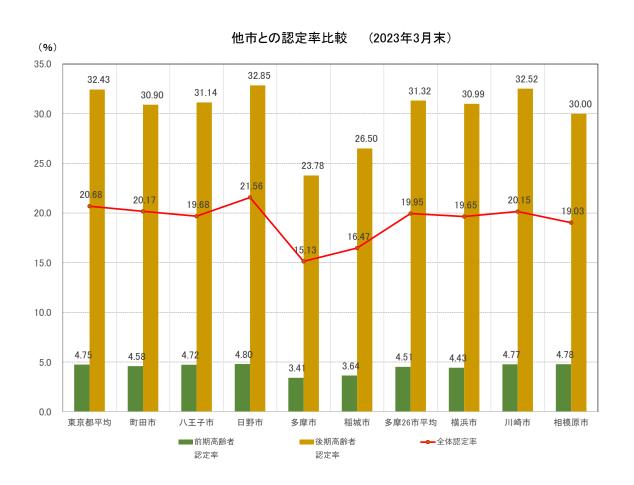
			第 9 期			
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	合計
総	総事業費		393.6 億円	408.8 億円	424.8 億円	1227.2 億円
	標	<b>票準給付費</b>	372.7 億円	386.5 億円	402.2 億円	1161.5 億円
		総給付費	353.7 億円	366.6 億円	381.6 億円	1101.9 億円
		介護給付費	345.6 億円	358.3 億円	372.7 億円	1076.6 億円
		居宅サービス費	197.7 億円	205.7 億円	216.9 億円	620.3 億円
		施設サービス費	147.9 億円	152.6 億円	155.8 億円	456.3 億円
		予防給付費	8.1 億円	8.3 億円	8.9 億円	25.3 億円
		居宅サービス費	6.3 億円	6.4 億円	6.9 億円	19.6 億円
		施設サービス費	1.8 億円	1.9 億円	2.0 億円	5.7 億円
		その他経費	19.0 億円	19.9 億円	20.6 億円	59.6 億円
	地	b域支援事業費	20.1 億円	22.3 億円	22.6 億円	65.0 億円
		介護予防·日常生活支援総合事業	12.5 億円	13.1 億円	13.4 億円	39.0 億円
		包括的事業	7.6 億円	8.1 億円	8.1 億円	23.8 億円
		任意事業	0.8 億円	1.1 億円	1.1 億円	3.0 億円

<sup>※</sup>端数調整の関係で、合計金額に差異が生じています。

# (4) 他市比較

## ① 認定率の他市比較

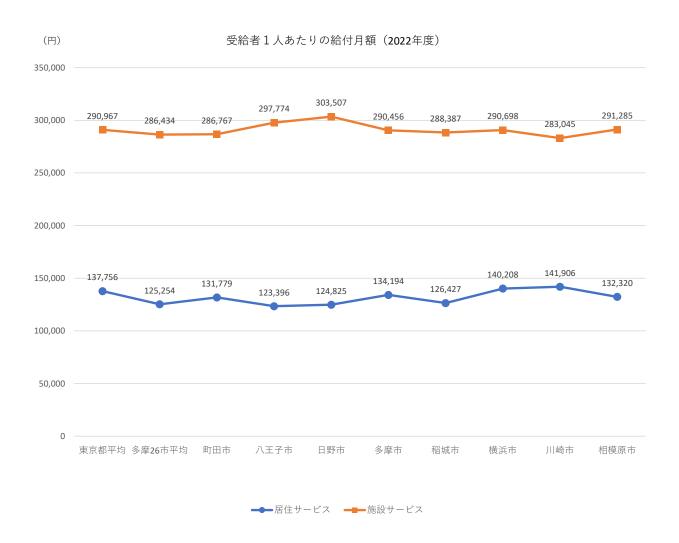
町田市の認定率は、東京都平均より低く、多摩26市平均より高くなっています。これらの うち、前期高齢者は東京都平均より低く、多摩26市平均より高くなっています。後期高齢者 は東京都平均および多摩26市平均より低くなっています。



#### ② 受給者1人あたりのサービス別給付月額の他市比較

町田市の受給者1人あたりの給付月額は、居宅サービス、施設サービスともに東京都平均より低く、多摩26市平均と同程度となっています。

また、サービス別の比較では、すべての自治体が居宅サービスよりも施設サービスのほうが高く、東京都平均では居宅サービスの 137,756 円に対し、施設サービスは 290,967 円で、約2.1倍となっています。



# 3 第9期計画の介護保険料

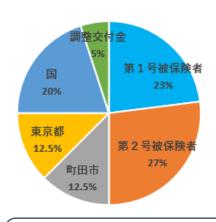
#### (1) 総事業費の財源構成

介護保険サービスに係る給付費は、一部の事業を除き、50%を介護保険料、50%を公費で 負担します。第9期計画における第1号被保険者の負担割合は、第8期計画と同じ 23%となっ ています。

#### ① 標準給付費の財源構成

標準給付費は、主に「居宅サービス費」と「施設サービス費」があります。

居宅サービス費



自宅に暮らしながら利用できる 介護サービスに係る費用

施設サービス費



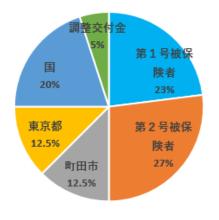
特別養護老人ホームなど、施設に入所 して利用するサービスに係る費用

# ② 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業費は、「介護予防・日常生活支援総合事業費」と「包括的支援事業費・任意事業費」があります。

介護予防·日常生活支援総合事業費

包括的支援事業費・任意事業費



市が主体となって行う介護予防 事業等に係る費用



高齢者支援センターの運営費や認知症支援事業など地域での生活を支援する事業に係る費用

#### (2)第1号被保険者の月額基準額

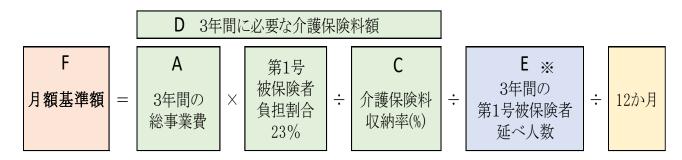
総事業費の見込み額をもとに介護保険料月額基準額を算定します。

個人の介護保険料は、本人や世帯の市民税の課税状況や本人の前年の所得などにより変わるため、それらの計算の基礎となるものとして「月額基準額」を算定します。

	金額等	
	標準給付費	116,148,036,000 円
3年間の	介護予防・日常生活支援総合事業費	3,899, 666,000 円
総事業費	包括的支援事業費・任意事業費	2,676,482,000 円
	A:合計	122,724,184,000 円
	標準給付費分	26,714,048,280 円
第1号被	介護予防・日常生活支援総合事業費分	896,923,180 円
保険者	包括的支援事業費・任意事業費)	615,590,860 円
負担分	調整交付金不交付額(5%-3.97%)	1,236,491,331 円
	B: 合計	29,463,053,651 円

C:介護保険料収納率 (見込み)	99.0%
D:3年間に必要な介護保険料の額(B÷C)	29,760,660,253 円
E:3年間の第1号被保険者延べ人数 ※	359,816 人
F:介護保険料月額基準額(D÷E÷12か月)	6,893 円

#### 月額基準額の算定方法



※「E:3年間の第1号被保険者延べ数」は、第1号被保険者人数を所得段階ごとの第1号 被保険者数に保険料率を掛けた人数に補正した人数です。

# 調整交付金

公費のうち、国の調整交付金は、後期高齢者の比率や所得水準による市町村間の介護保険の財政力の差を調整するために交付され、5%を基準として交付割合が毎年変動します。 交付割合が5%を下回った場合は、不足分を第1号被保険者が負担します。